

子育て支援員研修科目の取りまとめにあたって

1. 背景

- (1) 今後、社会保障・税一体改革による子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）の施行や社会的養護の充実に伴い、新制度では小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付又は事業となるとともに、社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの保育や子育て支援分野において人材の確保が必要となる。
- (2) これら保育や子育て支援分野の事業等では保育士資格等を有しない者が担うことが出来る事業も拡充することから、人材の確保にあたっては、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する地域の人材に協力していただくとともに、これら人材の資質の向上が極めて重要な課題であることから、これらの担い手を「子育て支援員」として研修を実施することとした。

2. 研修内容の検討

- (1) 子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（以下、「親会」という。）は、人材の確保と資質の向上を図ることを目的に創設された「子育て支援員」の養成のための研修制度に関する検討を行うために設置され、基本研修等に関する検討を行い、さらに親会のもとに設置した4つの専門研修ワーキングチーム（放課後児童コース、社会的養護コース、地域保育コース、地域子育て支援コース）において、事業の特性に応じた専門研修に関する検討を行った。
- (2) 研修内容の検討にあたっては、これまで事業ごとに行われてきた研修について、広く保育や子育て支援分野で活躍していただく人材を養成するため、各事業等に共通する基本研修と特性に応じた専門研修を設け、基本研修と専門研修の修了により「子育て支援員」として、各事業等に従事するために最低限修得しておくことが必要な保育や子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について学ぶことができるものとした。
- (3) 親会及び専門研修ワーキングチームでの検討は、平成26年8月～12月まで21回にわたって開催され、基本研修及び専門研修等について、研修の質と受講のしやすさとの両立及び研修内容について活発な検討と意見交換を行い、資質の確保等について様々な議論が展開されるなど各構成員等の真摯な議論を経て、取りまとめを行ったところである。

基本研修は専門研修を学ぶために必要な内容とし、専門研修については、各事業等の特性に応じた内容とするとともに、地域保育コース及び地域子育て支援コースにおいては、さらに事業の内容や利用形態に応じた研修類型を設け、「子育て支援員」としての資質を確保できる内容と考える。

(4) また、保育や子育て支援分野の各事業等では日々の業務の中での振り返りや、事例の検討などが更なる資質の向上につながるため、職員一人一人の研鑽が重要なことから専門性を高めるための不断の努力が必要である。子育て支援員研修制度においては、このための方策として、フォローアップ研修・現任研修（以下、「フォローアップ研修等」という。）についても枠組みを定めており、これらの積極的な実施による資質の向上が望まれるところである。

3. 子育て支援員研修の位置付け

新制度において、市町村長の行う研修の修了が従事要件となっている小規模保育事業の保育従事者等が受講する研修に基本研修及び専門研修（地域保育コース）を位置付けるものとする。

また、研修の修了が従事要件となっていないものにあっても質の向上や円滑な事業の実施を図るためには従事者の資質の向上が必要であることから、各事業等の実施にあたっては、子育て支援員の活用が望まれるところである。

4. 福祉人材確保の一環としての議論

今後の論点として福祉人材の確保の観点から保育・子育て支援分野だけでなく、高齢者・障害者支援分野との研修内容の共通化についても議論がなされた。本検討会の課題は保育や子育て支援分野に従事する者を養成するものであるため、福祉人材確保に関しては必ずしも十分に議論を尽くすことができなかったが、対人援助を中心とするこれら分野での研修の共通化は今後の福祉人材の確保の重要な視点であることから、今後の議論を期待したい。

5. 実施上の留意点

(1) 研修の実施主体に指定研修事業者を加えることについては、人材の養成・確保には効果的であるが、一方で子育て支援員研修制度の研修内容等が多岐に渡るとともに、適切な研修の実施がその後の事業の質をも左右することとなる。このため、都道府県及び市町村における研修事業者の指定にあたっては、保育や子育て支援分野に関する知見・研修実績などに留意するとともに、指定後においても研修の実施状況等について指導するなど研修の質の確保に努める必要がある。

(2) また、研修の実施にあたっては、研修の実施主体において、研修受講者に対し、地域の保育資源等の概要や地域の人材確保の状況等について理解を促すほか、就労に向けた配慮を行うことが必要である。

6. 最後に、新制度の円滑な実施にはこれを支える人材の確保が重要であり、保育や子育て支援分野の各事業等の人材の確保及び資質の向上について中心的な役割を担っている都道府県と保育や子育て支援分野の各事業等の実施主体となる市町村の連携・協力が不可欠である。

このため、都道府県のリーダーシップのもと管内市町村の状況を把握し、管内において適切に子育て支援員研修（基本研修、専門研修、フォローアップ研修等）が実施され、都道府県を中心に管内市町村との連携のもと、人材の確保と資質の向上が進むよう願うものである。

平成27年1月23日

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会
（別紙構成員名簿参照）

(別紙)

(五十音順、敬称略、◎座長、○座長代理)

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会構成員名簿

伊藤	誠二	船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長
○尾木	まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
	古閑 祐樹	NPO法人あい・ぽーとステーション人材養成事業推進室長
◎汐見	稔幸	白梅学園大学学長
	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
	堤 和子	松戸市役所子ども部子育て支援課子ども・子育て政策室室長補佐
	橋本 真紀	関西学院大学教育学部教授
	堀内 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
	松村 祥子	放送大学名誉教授
	薬師寺 順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
	矢藤 誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授

専門研修ワーキングチーム（放課後児童クラブ）構成員名簿

池本	美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
尾木	まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
	野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
	堀内 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
◎松村	祥子	放送大学名誉教授
	依田 秀任	仁愛大学非常勤講師

専門研修ワーキングチーム（社会的養護）構成員名簿

小木曾	宏	社会福祉法人房総双葉学園 児童養護施設房総双葉学園施設長
坂本	雅子	NPO法人SOS子どもの村JAPAN副理事長
	佐野 多恵子	NPO法人静岡市里親家庭支援センター次長
◎新保	幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
	芹沢 出	社会福祉法人宏量福祉会母子生活支援施設野菊荘施設長
	薬師寺 順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事

山本 朝美 社会福祉法人小鳩会小鳩乳児院施設長
湯澤 直美 立教大学コミュニティ福祉学部教授

専門研修ワーキングチーム（地域保育）構成員等名簿

伊藤 誠二 船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長
大方 美香 大阪総合保育大学学部長
尾木 まり 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
佐藤 千里 一般財団法人女性労働協会専務理事
◎矢藤 誠慈郎 岡崎女子大学子ども教育学部教授
<オブザーバー>
小林 恭子 一般財団法人女性労働協会事業部業務一課長
駒崎 弘樹 NPO法人全国小規模保育協議会理事長
友澤 ゆみ子 NPO法人ピッピ・親子サポートネット理事長
水嶋 昌子 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長

専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）構成員名簿

奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
田中 博章 横浜市こども青少年局子育て支援部長
堤 和子 松戸市役所子ども部子育て支援課子ども・子育て政策室室長補佐
◎橋本 真紀 関西学院大学教育学部教授
村上 千幸 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会事務局長
渡辺 顕一郎 日本福祉大学子ども発達学部教授